

平成25年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9月18日 午前10時00分		
	散 会	9月18日 現場踏査後散会		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	石 川 清 友	3	内 間 利 三
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

## 平成25年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成25年9月18日（水曜日）

1. 開会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第32号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第33号	今帰仁村税条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第34号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第35号	今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第36号	平成25年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	説 明
10	議案第37号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	説 明
11	議案第38号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について	説 明
12	議案第39号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	説 明
13	議案第40号	工事請負契約について	説 明
14	議案第41号	工事請負契約について	説 明
15	認定第1号	平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	説 明
16	認定第2号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
17	認定第3号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
18	認定第4号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
19	報告第9号	平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報 告

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
20	報告第10号	平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告に ついて	報 告
21		現場踏査	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成25年第3回今帰仁村議会定例会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 石川清友議員及び3番 内間利三議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より9月27日までの10日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日より9月27日までの10日間と決定いたしました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書が、お手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

3. 6月7日 「鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進検討業務調査結果に関する説明会が開催されました。

4. 6月24日 平成25年今帰仁漁業協同組合通常総会が開催されました。

5. 6月27日 北部発電所竣工式が開催されました。

6. 6月28日 「今帰仁村母子寡婦福祉会」総会が開催されました。

7. 6月30日 平成25年度今帰仁中学校運動会が開催されました。

8. 7月7日 台湾・沖縄県今帰仁村少年サッカー親睦大会が開催されました。

9. 7月9日 「夏の交通安全県民運動・青少年深夜はいかい防止今帰仁大会」街頭パレードが開催されました。

10. 7月13日 北部広域市町村圏事務組合議会第35回臨時会が開催されました。

11. 7月18日 北部市町村議会議員・事務局職員研修会及びスポーツレク大会交流会が開催されました。

12. 8月6日 町村議会議長会定例役員会が開催されました。

13. 8月7日 臨時総会・町村議会正副議長研修会が開催されました。

14. 8月14日 北部市町村議会議長会第2回定例理事会が伊是名村で開催されました。

～15日

15. 8月15日 北部広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催されました。

16. 8月23日 沖縄県北部連携推進特別振興今帰仁村分遣所機能高度化事業式典が開催されました。

17. 8月27日 第42回今帰仁村畜産共進会が開催されました。
18. 8月28日 沖縄県商工会連合会設立40周年記念事業「地域活性化サミット」が開催されました。
19. 8月30日 乙羽会まつりが開催されました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 村長行政報告を行います。

- 6月
- 5日 学力向上推進大会を開催しました。
  - 6日 総合まつり第1回実行委員会を開催しました。
  - 15日 花卉園芸協同組合今帰仁支部打上げ式が開催されました。
  - 23日 沖縄県全戦没者追悼式に参列いたしました。
  - 24日 健康長寿体験滞在型観光促進事業推進委員会を開催しました。  
今帰仁漁業協同組合通常総会が開催されました。
  - 25日 今帰仁村防災会議を開催しました。
  - 26日 グスク桜まつり実行委員会を開催しました。  
総合まつり第2回実行委員会を開催しました。
  - 27日 マルキ産業（株）北部発電所竣工式が開催されました。  
村租税教育推進協議会を開催しました。
  - 30日 今帰仁中学校運動会が行われました。
- 7月
- 7日 台湾・今帰仁村少年サッカー親善試合を開催しました。
  - 9日 「夏の交通安全県民運動・青少年深夜はいかい防止今帰仁大会」街頭パレードを開催しました。
  - 10日～19日 夏の交通安全県民運動を実施しました。
  - 20日 村民の浜の海開きを行いました。
  - 26日 伊平屋村・伊是名村・今帰仁村三村交流事業第1回実行委員会を開催しました。
  - 28日～29日 奄美・やんばる広域圏交流推進協議会（奄美市）が開催されました。
- 8月
- 7日 建築物の耐震改修の促進に係る市町村意見交換会に参加しました。
  - 8日 今帰仁城跡調査研究整備委員会を開催しました。
  - 15日 伊平屋村・伊是名村・今帰仁村三村交流事業第2回実行委員会を開催しました。
  - 24日 小原日登美講演会を開催しました。
  - 26日 北部地区・鳥獣被害対策に関する意見交換会が開催されました。
  - 27日 第42回村畜産共進会を開催しました。
  - 28日 沖縄県商工会連合会設立40周年記念事業「地域活性化サミット」が開催されました。
  - 30日 第4回乙羽会夏まつりが開催されました。

以上で報告を終わります。

○ **議長 久田浩也君** これで行政報告は終わりました。

日程第5. 「議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君 おはようございます。

議案第32号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村景観条例（平成25年条例第9号）第16条の規定に基づき、良好な景観の形成を推進することを目的とし、今帰仁村景観委員会を設置するため、この条例を提出します。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条別表中

「

手話通訳（奉仕員）	月額 176,000～226,000円
-----------	---------------------

」

を

「

手話通訳（奉仕員）	月額 176,000～226,000円
今帰仁村景観委員会 委員長	日額 4,400
〃 委員	〃 4,000

」

に改める。

## 附 則

この条例は、平成25年9月30日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 日程第6. 「議案第33号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第33号

### 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

### 提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）を改正する必要があるため、この条例を提出します。

#### 今帰仁村税条例の一部を改正する条例

今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加える。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33

条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「村民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、村民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該村民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該村民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。



附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の村民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の村民税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の村民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成28年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

次ページに新旧対照表がございますので、これはお目通し願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第7. 「議案第34号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第34号

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）を改正する必要があるため、この条例を提出します。

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し及び同項中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「第35条の2第6項」を「第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とする。

附則第11項を削り、第12項を第9項とする。

附則第13項を第10項とする。

附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を第11項とする。

附則第15項を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の今帰仁村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次ページ以降に新旧対照表を掲載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第8. 「議案第35号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第35号

今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

## 提案理由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、今帰仁村後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第7号）を改正する必要性が生じたため、この条例を提出します。

今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

次ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、お目通し願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 日程第9. 「議案第36号 平成25年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第36号

#### 平成25年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 平成25年度今帰仁村一般会計補正予算

平成25年度今帰仁村一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,471万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,825万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年9月18日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,071,977	86,091	2,158,068
	1 地方交付税	2,071,977	86,091	2,158,068
13 分担金及び負担金		38,032	50,000	88,032
	1 分担金	2,382	50,000	52,382
15 国庫支出金		469,501	16,407	485,908
	2 国庫補助金	225,605	16,407	242,012
16 県支出金		1,176,048	219,486	1,395,534
	2 県補助金	986,836	219,341	1,206,177
	3 県委託金	33,774	145	33,919
17 財産収入		9,620	229	9,849
	2 財産売却収入	4	229	233
18 寄附金		23,797	5,100	28,897
	1 寄附金	23,797	5,100	28,897
19 繰入金		233,527	2,150	235,677
	1 繰入金	233,527	2,150	235,677
20 繰越金		10,000	151,603	161,603
	1 繰越金	10,000	151,603	161,603
21 諸収入		182,326	2,598	184,924
	4 雑収入	181,598	2,598	184,196

款	項	補正前の額	補正額	計
22 村 債		343,200	△8,946	334,254
	1 村 債	343,200	△8,946	334,254
歳 入 合 計		5,253,539	524,718	5,778,257

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		627,165	164,219	791,384
	1 総 務 管 理 費	501,256	161,359	662,615
	2 徴 税 費	81,861	1,920	83,781
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	25,133	889	26,022
	4 選 挙 費	16,735	△242	16,493
	5 統 計 調 査 費	688	183	871
	6 監 査 委 員 費	1,492	110	1,602
3 民 生 費		1,380,760	10,094	1,390,854
	1 社 会 福 祉 費	906,763	6,790	913,553
	2 児 童 福 祉 費	473,997	3,304	477,301
4 衛 生 費		311,981	25,044	337,025
	1 保 健 衛 生 費	129,993	24,499	154,492
	2 清 掃 費	181,988	545	182,533
6 農 林 水 産 業 費		795,338	260,140	1,055,478
	1 農 業 費	748,036	259,849	1,007,885
	2 林 業 費	32,867	△1,560	31,307
	3 水 産 業 費	14,435	1,851	16,286
7 商 工 費		225,669	8,197	233,866
	1 商 工 費	225,669	8,197	233,866
8 土 木 費		389,440	28,448	417,888
	1 土 木 管 理 費	14,319	46	14,365
	2 道 路 橋 梁 費	283,825	23,693	307,518
	3 河 川 費	62,103	2,000	64,103
	4 港 湾 費	20,909	2,199	23,108
	5 住 宅 費	8,284	510	8,794

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		698,010	28,576	726,586
	1 教育総務費	95,404	9,933	105,337
	2 小学校費	67,347	5,873	73,225
	3 中学校費	25,074	2,676	27,750
	4 幼稚園費	32,026	1,132	33,158
	5 社会教育費	277,997	3,560	281,557
	6 保健体育費	200,162	5,397	205,559
歳出合計		5,253,539	524,718	5,778,257

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 37,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。	千円 37,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。
村づくり交付金（中部地区）	18,700	〃			18,700	〃		
村づくり交付金（東部地区）	29,800	〃			29,800	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	28,400	〃			31,900	〃		
村道古宇利線改良事業	4,300	〃			4,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	49,300	〃			49,300	〃		
臨時財政対策債	175,000	〃			162,554	〃		
合 計	343,200			334,254				



8ページのほうをごらんいただきたいと思います。歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節普通交付税が8,609万1,000円の増額となっております。

次ページをお願いします。1目農林水産事業分担金、補正額が5,000万円、農業費分担金として、災害に強い栽培施設の整備事業、これは農家負担分でございます。

次ページをお願いします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金でございます。1節道路橋梁費補助金1,584万円の増でございます。与那嶺諸志線道路改築事業の1,584万円でございます。続きまして、6目教育費国庫補助金、1節学校費補助金56万7,000円、学校費で理科教育施設整備費でございます。

次ページをお願いします。16款県支出金、主なものだけ説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金2億525万円、自然災害に強い施設強化事業が500万円、これは既設のハウスの補強費でございます。次に災害に強い栽培施設の整備事業で2億円、新たなハウスの整備でございます。25万円、有害鳥獣駆除対策事業費でございます。主にカラスでございます。続きまして、5目商工費県補助金、2節沖縄県緊急雇用創出事業補助金509万7,000円、これはアウトドアスポーツによるインバウンド観光推進事業が303万6,000円、環境衛生向上推進事業が206万1,000円でございます。続いて、6目教育費県補助金、4節学校教育費補助金549万8,000円です。放課後児童健全育成事業が549万8,000円でございます。これは学童クラブでございます。

続きまして、次のページは省きまして、14ページをお願いします。18款寄附金でございます。1目一般寄附金、1節寄附金として510万円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございます。

次ページ、繰入金です。1節繰入金215万円、財産購入基金105万円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金40万円、今帰仁村園芸農業活性化基金70万円でございます。

次ページをお願いします。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金で1億5,160万3,000円、繰越金でございます。

次ページ、4目雑入259万8,000円、雑入として入っております。要介護認定に係る精算償還金が160万7,000円、地域支援事業精算償還金が97万1,000円、あとコミセンクーラーとか公衆電話料2万円が入っております。

4目土木債、1節道路橋梁債が350万円、与那嶺諸志線道路改良事業でございます。

次、19ページ、歳出をお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。主なものは3節職員手当等178万8,000円でございます。今回、13節委託料に産業医委託料として12万6,000円を計上しております。あと4目財産管理費、25節積立金1億5,533万円、財政調整基金として1億2,000万円、財産購入基金として22万9,416円計上しております。

あと次ページをお願いします。職員退職手当基金が3,000万円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金510万円を計上しております。あとは省きます。

26ページをお願いします。1目社会福祉総務費、15節工事請負費327万7,000円、これはコミセン・浄化槽改修工事57万円、コミセン・舞台手すり設置工事10万7,000円、コミセン電気設備改修工事260万円を計上しております。

次ページ、2目老人福祉費の主なものは、19節負担金、補助及び交付金352万円、介護給付に要する経費にかかる負担金が351万6,132円でございます。

飛ばしまして、32ページをお願いします。4款衛生費、3目母子保健衛生費、主なものは、13節委託料2,405万8,000円計上しておりまして、妊婦健康診査が743万2,500円、乳幼児及び児童生徒予防接種委託1,400万円、こども医療費助成事業システム改修に262万5,000円計上しております。

飛ばしまして、34ページをお願いします。3目農業振興費、15節工事請負費2億5,000万円、災害に強い栽培施設の整備事業として、ハウスの新設及び既設ハウスの補強に2億5,000万円計上しております。19節負担金、補助及び交付金で550万円計上しております。これはハウスの補強に係る経費ですね。先ほどの工事請負費は災害に強い…、あれはハウスの新設費用でございます。有害鳥獣駆除対策事業として50万円。

次ページ、村づくり交付金事業の13節委託料で500万円、これは村づくり交付金事業西部地区1,500万円計上しております。次に村づくり交付金事業の東部地区が1,000万円減額でございます。

37ページをお願いします。6款農林水産業費、3目漁港漁場建設費として、15節工事請負費で180万円計上しております。これは運天漁港航路浚渫工事に係る経費でございます。

38ページをお願いします。7款商工費、1目商工総務費、13節委託料として519万7,000円、これはアウトドアスポーツによるインバウンド観光推進事業が308万6,000円、環境衛生向上推進事業が211万1,000円でございます。続きまして、2目観光振興費、19節負担金、補助及び交付金で300万円、村観光協会への補助金でございます。

次、40ページをお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時29分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時29分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君 失礼しました。40ページ、8款土木費、3目道路新設改良費をお願いします。15節工事請負費860万円、与那嶺諸志線道路改良事業でございます。17節公有財産購入費、同じく与那嶺諸志線道路改良事業への用地買収で725万円計上しております。

44ページをお願いします。10款教育費、2目事務局費で19節負担金、補助及び交付金、主なものとしては、放課後児童健全育成事業として824万8,000円の計上でございます。これは学童への助成です。

飛ばしまして、50ページをお願いします。10款教育費、2目学校給食費、11節需用費の181万5,000円、これは消耗品費、修繕費、その他需用費でございます。以上、説明いたしましたけれども、審議のほどをよろしくお願いいたしたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時31分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時31分)

日程第10. 「議案第37号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時32分)
- 副村長。
- 副村長 大城清紀君
- 議案第37号

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,809万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,237万9,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月18日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		497,241	93,601	590,842
	1 国民健康保険税	497,241	93,601	590,842
4 国庫支出金		746,427	46,686	793,113
	1 国庫負担金	429,938	37,142	467,080
	2 国庫補助金	316,489	9,544	326,033

款	項	補正前の額	補正額	計
5 療養給付費交付金		42,772	7,708	50,480
	1 療養給付費交付金	42,772	7,708	50,480
7 県支出金		129,792	10,101	139,893
	1 県負担金	17,918	1,084	19,002
	2 県補助金	111,874	9,017	120,891
歳入合計		1,964,283	158,096	2,122,379

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		50,762	647	51,409
	1 総務管理費	32,861	647	33,508
2 保険給付費		1,007,022	113,764	1,120,786
	1 療養諸費	861,092	90,482	951,574
	2 高額療養費	132,720	23,282	156,002
3 後期高齢者支援金等		217,503	148	217,651
	1 後期高齢者支援金等	217,503	148	217,651
4 前期高齢者納付金等		104	124	228
	1 前期高齢者納付金等	104	124	228
6 介護納付金		112,203	△479	111,724
	1 介護納付金	112,203	△479	111,724
8 保健施設費		26,891	1,595	28,486
	2 保健施設費	10,579	1,595	12,174
11 諸支出金		320	42,623	42,943
	1 償還金及び還付加算金	320	42,623	42,943
12 繰上充用金		253,609	△326	253,283
	1 繰上充用金	253,609	△326	253,283
歳出合計		1,964,283	158,096	2,122,379

5 ページお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額8,529万8,000円でございます。これの主なもの、1 節医療給付費分現年課税分の8,560万9,000円でございます。続きまして、2 目退職被保険者等国民健康保険税が830万3,000円の増でございます。これも1 節医療給付費分現年課税分の832万3,000円でございます。

続きまして、次ページお願いいたします。4 款国庫支出金でございます。2 目療養給付費等負担金が3,605万8,000円の補正でございます。現年度分、療養給付費等負担金でございます。

続きまして、7ページお願いいたします。4款国庫支出金、1目財政調整交付金954万4,000円の増でございます。

次ページお願いします。1目療養給付費交付金で770万8,000円でございます。

飛ばしまして、10ページお願いします。2目財政調整交付金が901万7,000円の補正増でございます。県普通調整交付金の742万2,000円と県特別調整交付金の159万5,000円でございます。

次、飛ばします。12ページお願いします。歳出でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交付金が7,806万7,000円の増でございます。2目退職被保険者等療養給付費が19節負担金、補助及び交付金で693万5,000円、3目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交付金が548万円でございます。

次ページお願いします。1目一般被保険者高額療養費、19節負担金、補助及び交付金が2,250万9,000円、一般被保険者高額療養費でございます。

18ページお願いします。歳出の11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございます。3目償還金、23節償還金、利子及び割引料が4,182万3,000円でございます。その内訳は償還金、療養給付費等負担金超過交付分返還金が3,350万円、退職者医療交付金額確定による返還金が832万2,220円でございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 日程第11. 「議案第38号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第38号

#### 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,840万2,000円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月18日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		207,700	12,000	219,700
	1 事業収入	207,700	12,000	219,700
歳入合計		446,402	12,000	458,402

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		41,693	2,445	44,138
	1 総務管理費	41,693	2,445	44,138
2 事業費		329,504	10,280	339,784
	1 簡易水道費	326,904	10,280	337,184
6 繰上充用金		10,501	△725	9,776
	1 繰上充用金	10,501	△725	9,776
歳出合計		446,402	12,000	458,402

5ページをお願いします。歳入、1款事業収入、1項事業収入、1目事業収入、補正額は1,200万円、水道使用料の増額でございます。

次ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目総務費、3節職員手当等38万8,000円、7節賃金205万7,000円。

次ページをお願いします。7ページでございます。1目簡易水道費、主なものは、15節工事請負費2,248万2,000円、配水管移設工事、湧川地区簡易水道事業でございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○ 議長 久田浩也君 日程第12. 「議案第39号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第39号

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,384万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月18日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	792	793
	1 繰越金	1	792	793
6 諸収入		9	1,259	1,268
	2 償還金及び還付加算金	2	7	9
	4 雑入	4	1,252	1,256
歳入合計		81,797	2,051	83,848

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		3,145	805	3,950
	1 総 務 管 理 費	3,125	805	3,930
2 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		78,646	790	79,436
	1 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	78,646	790	79,436
3 保 健 福 祉 事 業 費		3	449	452
	1 保 健 福 祉 事 業 費	3	449	452
4 諸 支 出 金		3	7	10
	1 償還金及び還付加算金	2	7	9
歳 出 合 計		81,797	2,051	83,848

7ページをお願いします。6款諸収入、4項雑入でございます。2目雑入125万2,000円の補正でございますけれども、肺炎球菌ワクチン接種事業の44万8,000円と、保険者機能強化事業でございます。主なものは以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第13. 「議案第40号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第40号

#### 工 事 請 負 契 約 に つ い て

農排3号工事（村づくり交付金 今帰仁西部地区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 農排3号工事（村づくり交付金 今帰仁西部地区）
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 ￥49,140,000
4. 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根99番地の1  
有限会社 山川建設  
代表取締役 山川 宗一

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人



## 提案理由

農排3号工事（村づくり交付金 今帰仁西部地区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時46分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君 代表取締役の名前を間違えて読み上げましたので、訂正しておわび申し上げます。山川宗一でございます。失礼しました。

次ページのほうに契約書を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 日程第14. 「議案第41号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第41号

## 工 事 請 負 契 約 に つ い て

諸志簡易水道施設整備配水管布設工事1工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的  | 諸志簡易水道施設整備配水管布設工事1工区                     |
| 2. 契約の方法  | 指名競争入札                                   |
| 3. 契約の金額  | ¥66,150,000                              |
| 4. 契約の相手方 | 今帰仁村字越地284番地<br>有限会社 丸島建設<br>代表取締役 島袋 松男 |

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

## 提案理由

諸志簡易水道施設整備配水管布設工事1工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出し

ます。

次ページに工事請負契約書を添付しておりますので、お目通し願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第15. 「認定第1号 平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第1号

#### 平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

決算書の説明につきましては、総務課長のほうでご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 お手元の冊子、平成24年度一般会計歳入歳出決算書を読み上げて説明します。2ページをお開きお願いいたします。

## 平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 村 税		515,031,000	598,944,287	539,980,316	6,368,323	52,595,648	△24,949,316
	1 村 民 税	163,210,000	196,985,370	180,090,301	1,202,223	15,692,846	△16,880,301
	2 固 定 資 産 税	272,540,000	316,600,180	277,648,978	4,882,700	34,068,502	△5,108,978
	3 軽 自 動 車 税	25,664,000	29,609,200	26,491,500	283,400	2,834,300	△827,500
	4 市町村たばこ税	53,615,000	55,749,537	55,749,537	0	0	△2,134,537
	5 特別土地保有税	2,000	0	0	0	0	2,000
2 地 方 譲 与 税		50,288,000	49,830,068	49,830,068	0	0	457,932
	1 地方揮発油譲与税	14,577,000	14,819,000	14,819,000	0	0	△242,000
	2 自動車重量譲与税	35,710,000	35,011,000	35,011,000	0	0	699,000
	3 地方道路譲与税	1,000	68	68	0	0	932
3 利子割交付金		2,497,000	2,316,000	2,316,000	0	0	181,000
	1 利子割交付金	2,497,000	2,316,000	2,316,000	0	0	181,000
4 配当割交付金		302,000	362,000	362,000	0	0	△60,000
	1 配当割交付金	302,000	362,000	362,000	0	0	△60,000
5 株式等譲渡所得割 交 付 金		85,000	95,000	95,000	0	0	△10,000
	1 株式等譲渡所得割 交 付 金	85,000	95,000	95,000	0	0	△10,000
6 地方消費税交付金		59,761,000	59,849,000	59,849,000	0	0	△88,000
	1 地方消費税交付金	59,761,000	59,849,000	59,849,000	0	0	△88,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
7	ゴルフ場利用税交付金	20,208,000	19,040,380	19,040,380	0	0	1,167,620
	1 ゴルフ場利用税交付金	20,208,000	19,040,380	19,040,380	0	0	1,167,620
9	自動車取得税交付金	9,922,000	10,263,000	10,263,000	0	0	△341,000
	1 自動車取得税交付金	9,922,000	10,263,000	10,263,000	0	0	△341,000
10	地方特例交付金	1,002,000	968,000	968,000	0	0	34,000
	1 地方特例交付金	1,001,000	968,000	968,000	0	0	33,000
	2 特別交付金	1,000	0	0	0	0	1,000
11	地方交付税	2,260,518,000	2,370,569,000	2,370,569,000	0	0	△110,051,000
	1 地方交付税	2,260,518,000	2,370,569,000	2,370,569,000	0	0	△110,051,000
12	交通安全対策特別 交付金	1,191,000	1,169,000	1,169,000	0	0	22,000
	1 交通安全対策特別 交付金	1,191,000	1,169,000	1,169,000	0	0	22,000
13	分担金及び負担金	68,799,000	76,133,787	40,911,087	0	35,222,700	27,887,913
	1 分 担 金	35,002,000	35,000,000	0	0	35,000,000	35,002,000
	2 負 担 金	33,797,000	41,133,787	40,911,087	0	222,700	△7,114,087
14	使用料及び手数料	43,391,000	45,628,497	42,925,897	0	2,702,600	465,103
	1 使 用 料	36,013,000	38,226,613	35,524,013	0	2,702,600	488,987
	2 手 数 料	7,378,000	7,401,884	7,401,884	0	0	△23,884

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
15 国庫支出金		580,812,000	576,444,823	379,236,423	0	197,208,400	201,575,577
	1 国庫負担金	254,383,000	249,430,414	249,430,414	0	0	4,952,586
	2 国庫補助金	323,935,000	323,605,000	126,396,600	0	197,208,400	197,538,400
	3 国庫委託金	2,494,000	3,409,409	3,409,409	0	0	△915,409
16 県支出金		1,248,130,280	1,241,576,119	1,063,490,119	0	178,086,000	184,640,161
	1 県負担金	161,838,000	161,374,998	161,374,998	0	0	463,002
	2 県補助金	1,050,294,280	1,043,913,341	865,827,341	0	178,086,000	184,466,939
	3 県委託金	35,998,000	36,287,780	36,287,780	0	0	△289,780
17 財産収入		12,110,000	12,593,679	12,580,541	0	13,138	△470,541
	1 財産運用収入	9,224,000	9,688,133	9,674,995	0	13,138	△450,995
	2 財産売払収入	2,886,000	2,905,546	2,905,546	0	0	△19,546
18 寄附金		13,891,000	13,890,000	13,890,000	0	0	1,000
	1 寄附金	13,891,000	13,890,000	13,890,000	0	0	1,000
19 繰入金		209,503,000	209,503,372	209,503,372	0	0	△372
	1 繰入金	209,503,000	209,503,372	209,503,372	0	0	△372
20 繰越金		204,292,720	204,292,771	204,292,771	0	0	△51
	1 繰越金	204,292,720	204,292,771	204,292,771	0	0	△51

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
21 諸 収 入		186,776,000	191,536,608	190,272,184	0	1,264,424	△3,496,184
	1 延滞金、加算金料 及 び	1,367,000	1,673,105	1,673,105	0	0	△306,105
	2 預 金 利 子	150,000	160,349	160,349	0	0	△10,349
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑 入	185,258,000	189,703,154	188,438,730	0	1,264,424	△3,180,730
22 村 債		428,100,000	302,080,000	302,080,000	0	0	126,020,000
	1 村 債	428,100,000	302,080,000	302,080,000	0	0	126,020,000
歳 入 合 計		5,916,610,000	5,987,085,391	5,513,624,158	6,368,323	467,092,910	402,985,842

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 議 会 費		78,902,000	78,106,813	0	795,187	795,187
	1 議 会 費	78,902,000	78,106,813	0	795,187	795,187
2 総 務 費		890,624,000	850,706,843	32,113,000	7,804,157	39,917,157
	1 総 務 管 理 費	728,815,000	717,773,867	4,100,000	6,941,133	11,041,133
	2 徴 税 費	84,988,000	84,436,738	0	551,262	551,262
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	50,175,000	22,056,141	28,013,000	105,859	28,118,859
	4 選 挙 費	24,651,000	24,508,027	0	142,973	142,973
	5 統 計 調 査 費	503,000	447,810	0	55,190	55,190
	6 監 査 委 員 費	1,492,000	1,484,260	0	7,740	7,740
3 民 生 費		1,411,346,000	1,373,703,166	30,000,000	7,642,834	37,642,834
	1 社 会 福 祉 費	921,810,000	887,192,013	30,000,000	4,617,987	34,617,987
	2 児 童 福 祉 費	489,536,000	486,511,153	0	3,024,847	3,024,847
4 衛 生 費		317,987,000	314,512,367	0	3,474,633	3,474,633
	1 保 健 衛 生 費	143,185,000	140,124,197	0	3,060,803	3,060,803
	2 清 掃 費	174,802,000	174,388,170	0	413,830	413,830
5 労 働 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 失 業 対 策 費	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
6 農林水産業費		1,091,752,000	989,174,003	92,700,000	9,877,997	102,577,997
	1 農業費	997,475,000	896,737,583	92,700,000	8,037,417	100,737,417
	2 林業費	68,452,000	67,959,712	0	492,288	492,288
	3 水産業費	25,825,000	24,476,708	0	1,348,292	1,348,292
7 商工費		158,393,000	86,058,965	68,180,000	4,154,035	72,334,035
	1 商工費	158,393,000	86,058,965	68,180,000	4,154,035	72,334,035
8 土木費		497,243,000	205,505,363	289,623,000	2,114,637	291,737,637
	1 土木管理費	14,644,000	14,085,255	0	558,745	558,745
	2 道路橋梁費	194,355,000	152,176,711	41,273,000	905,289	42,178,289
	3 河川費	16,621,000	4,470,000	12,060,000	91,000	12,151,000
	4 港湾費	20,872,000	20,442,513	0	429,487	429,487
	5 住宅費	250,751,000	14,330,884	236,290,000	130,116	236,420,116
9 消防費		188,335,000	188,200,619	0	134,381	134,381
	1 消防費	188,335,000	188,200,619	0	134,381	134,381



款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10 教育費		709,451,000	685,038,267	10,340,000	14,072,733	24,412,733
	1 教育総務費	96,022,000	93,668,292	0	2,353,708	2,353,708
	2 小学校費	117,342,000	112,666,477	0	4,675,523	4,675,523
	3 中学校費	51,344,000	49,499,905	0	1,844,095	1,844,095
	4 幼稚園費	34,481,000	33,819,009	0	661,991	661,991
	5 社会教育費	229,347,000	226,421,426	0	2,925,574	2,925,574
	6 保健体育費	180,915,000	168,963,158	10,340,000	1,611,842	11,951,842
11 災害復旧費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 農林水産施設災害 復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 土木施設災害 復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公債費		572,530,000	572,451,921	0	78,079	78,079
	1 公債費	572,530,000	572,451,921	0	78,079	78,079
13 諸支出金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 普通財産取得費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 災害援護資金貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費		40,000	0	0	40,000	40,000
	1 予備費	40,000	0	0	40,000	40,000
歳出合計		5,916,610,000	5,343,458,327	522,956,000	50,195,673	573,151,673

歳入歳出差引残額	170,165,831 円
うち基金繰入額	0 円
又は歳入歳出差引不足額	0 円
この為翌年度繰上充用金	0 円

平成25年7月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

飛びまして、157ページをお開きお願いいたします。

### 実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		5,513,624 千円
2. 歳出総額		5,343,459 千円
3. 歳入歳出差引額		170,165 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	8,563 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	8,563 千円
5. 実質収支額		161,602 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第16. 「認定第2号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第2号

#### 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

決算書の説明につきましては、福祉保健課長のほうからご説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 それでは平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の2

ページ、3ページをお開きください。

平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		593,041,000	298,189,980	225,799,980	8,147,500	64,242,500	367,241,020
	1 国民健康保険税	593,041,000	298,189,980	225,799,980	8,147,500	64,242,500	367,241,020
2 一部負担金		4,000	0	0	0	0	4,000
	1 一部負担金	4,000	0	0	0	0	4,000
3 使用料及び手数料		516,000	452,200	452,200	0	0	63,800
	1 手数料	516,000	452,200	452,200	0	0	63,800
4 国庫支出金		712,987,000	718,308,020	718,308,020	0	0	△5,321,020
	1 国庫負担金	428,255,000	433,270,020	433,270,020	0	0	△5,015,020
	2 国庫補助金	284,732,000	285,038,000	285,038,000	0	0	△306,000
5 療養給付費交付金		71,492,000	74,094,000	74,094,000	0	0	△2,602,000
	1 療養給付費交付金	71,492,000	74,094,000	74,094,000	0	0	△2,602,000
6 前期高齢者交付金		89,489,000	89,488,531	89,488,531	0	0	469
	1 前期高齢者交付金	89,489,000	89,488,531	89,488,531	0	0	469
7 県支出金		110,767,000	122,066,474	122,066,474	0	0	△11,299,474
	1 県負担金	11,434,000	14,046,474	14,046,474	0	0	△2,612,474
	2 県補助金	99,333,000	108,020,000	108,020,000	0	0	△8,687,000
8 連合会支出金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 連合会補助金	2,000	0	0	0	0	2,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 共同事業交付金		329,813,000	329,811,820	329,811,820	0	0	1,180
	1 共同事業交付金	329,813,000	329,811,820	329,811,820	0	0	1,180
10 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 財産収入	1,000	0	0	0	0	1,000
11 寄付金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	1,000
12 繰入金		140,598,000	140,596,000	140,596,000	0	0	2,000
	1 他会計繰入金	140,597,000	140,596,000	140,596,000	0	0	1,000
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
13 繰越金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 繰越金	2,000	0	0	0	0	2,000
14 諸収入		124,000	1,131,649	1,131,649	0	0	△1,007,649
	1 延滞金、加算金料 及び超過	113,000	177,700	177,700	0	0	△64,700
	2 預金利子	1,000	19,180	19,180	0	0	△18,180
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑収入	9,000	934,769	934,769	0	0	△925,769
15 村債		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 広域化等支援基金 貸付金	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入合計		2,048,839,000	1,774,138,674	1,701,748,674	8,147,500	64,242,500	347,090,326

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		49,010,000	48,450,133	0	559,867	559,867
	1 総務管理費	32,196,000	31,791,663	0	404,337	404,337
	2 徴税費	16,713,000	16,621,973	0	91,027	91,027
	3 運営協議会費	100,000	36,497	0	63,503	63,503
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 保険給付費		1,204,366,000	1,117,049,238	0	87,316,762	87,316,762
	1 療養諸費	1,019,747,000	944,915,518	0	74,831,482	74,831,482
	2 高額療養費	171,109,000	159,958,050	0	11,150,950	11,150,950
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 助産諸費	13,028,000	11,735,670	0	1,292,330	1,292,330
	5 葬祭諸費	480,000	440,000	0	40,000	40,000
3 後期高齢者支援金等		201,711,000	201,707,590	0	3,410	3,410
	1 後期高齢者支援金等	201,711,000	201,707,590	0	3,410	3,410
4 前期高齢者納付金等		212,000	211,025	0	975	975
	1 前期高齢者納付金等	212,000	211,025	0	975	975
5 老人保健拠出金		11,000	9,412	0	1,588	1,588
	1 老人保健拠出金	11,000	9,412	0	1,588	1,588
6 介護納付金		103,199,000	103,198,093	0	907	907
	1 介護納付金	103,199,000	103,198,093	0	907	907

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
7	共同事業拠出金	270,816,000	270,812,438	0	3,562	3,562
	1 共同事業拠出金	270,816,000	270,812,438	0	3,562	3,562
8	保健施設費	25,339,000	24,562,434	0	776,566	776,566
	1 特定健康診査等事業費	15,840,000	15,195,383	0	644,617	644,617
	2 保健施設費	9,499,000	9,367,051	0	131,949	131,949
9	基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10	公債費	679,000	673,972	0	5,028	5,028
	1 公債費	679,000	673,972	0	5,028	5,028
11	諸支出金	20,916,000	20,691,211	0	224,789	224,789
	1 償還金及び還付加算金	20,916,000	20,691,211	0	224,789	224,789
12	繰上充用金	167,666,000	167,665,386	0	614	614
	1 繰上充用金	167,666,000	167,665,386	0	614	614
13	予備費	4,913,000	0	0	4,913,000	4,913,000
	1 予備費	4,913,000	0	0	4,913,000	4,913,000
歳出合計		2,048,839,000	1,955,030,932	0	93,808,068	93,808,068



歳入歳出差引残額	△253,282,258 円
うち基金繰入額	0 円
又は歳入歳出差引不足額	253,282,258 円
この為翌年度繰上充用金	253,282,258 円

平成25年7月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次に57ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		1,701,748 千円
2. 歳出総額		1,955,031 千円
3. 歳入歳出差引額		△253,283 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		△253,283 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第17. 「認定第3号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第3号

平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

決算説明につきましては、建設課長のほうからご説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算書について読み上げて説明します。2ページ、3ページをお開きください。

平成24年度 水道事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		209,681,000	211,346,577	196,378,135	438,627	14,529,815	13,302,865
	1 事業収入	209,681,000	211,346,577	196,378,135	438,627	14,529,815	13,302,865
2 国庫支出金		666,000,000	666,000,000	398,000,000	0	268,000,000	268,000,000
	1 国庫補助金	666,000,000	666,000,000	398,000,000	0	268,000,000	268,000,000
3 繰入金		22,700,000	22,700,000	22,700,000	0	0	0
	1 繰入金	22,700,000	22,700,000	22,700,000	0	0	0
4 繰越金		4,483,000	4,483,111	4,483,111	0	0	△111
	1 繰越金	4,483,000	4,483,111	4,483,111	0	0	△111
5 諸収入		7,867,000	7,857,501	7,857,501	0	0	9,499
	1 預金利子	1,000	14,496	14,496	0	0	△13,496
	2 雑収入	7,866,000	7,843,005	7,843,005	0	0	22,995
6 村債		333,000,000	199,000,000	199,000,000	0	0	134,000,000
	1 村債	333,000,000	199,000,000	199,000,000	0	0	134,000,000
歳入合計		1,243,731,000	1,111,387,189	828,418,747	438,627	282,529,815	415,312,253

## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		42,141,000	41,679,405	0	461,595	461,595
	1 総務管理費	42,141,000	41,679,405	0	461,595	461,595
2 事業費		1,134,577,000	729,583,563	402,520,000	2,473,437	404,993,437
	1 簡易水道費	1,134,577,000	729,583,563	402,520,000	2,473,437	404,993,437
3 公債費		66,510,000	66,411,110	0	98,890	98,890
	1 公債費	66,510,000	66,411,110	0	98,890	98,890
4 災害復旧費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 簡易水道災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
5 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 繰上充用金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 繰上充用金	1,000	0	0	1,000	1,000
7 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		1,243,731,000	837,674,078	402,520,000	3,536,922	406,056,922

歳入歳出差引残額	△9,255,331 円
うち基金繰入額	0 円
又は歳入歳出差引不足額	9,255,331 円
この為翌年度繰上充用金	9,255,331 円

平成25年7月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

27ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		828,418 千円
2. 歳出総額		837,674 千円
3. 歳入歳出差引額		△9,256 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	520 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	520 千円
5. 実質収支額		△9,776 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上、説明いたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第18. 「認定第4号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第4号

平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

決算書につきましては、福祉保健課長のほうからご説明申し上げますのでよろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 それでは平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。

平成24年度 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		40,019,000	38,276,988	36,312,007	1,128,944	836,037	3,706,993
	1 後期高齢者医療保険料	40,019,000	38,276,988	36,312,007	1,128,944	836,037	3,706,993
2 使用料及び手数料		71,000	33,400	33,400	0	0	37,600
	1 手 数 料	71,000	33,400	33,400	0	0	37,600
4 繰 入 金		42,602,000	42,602,000	42,602,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	42,602,000	42,602,000	42,602,000	0	0	0
5 繰 越 金		598,000	597,556	597,556	0	0	444
	1 繰 越 金	598,000	597,556	597,556	0	0	444
6 諸 収 入		1,899,000	1,882,958	1,882,958	0	0	16,042
	1 延滞金、加算金料及び過	2,000	0	0	0	0	2,000
	2 償還金及び還付加算金	443,000	498,202	498,202	0	0	△55,202
	3 預 金 利 子	1,000	4,506	4,506	0	0	△3,506
	4 雑 入	1,453,000	1,380,250	1,380,250	0	0	72,750
歳 入 合 計		85,189,000	83,392,902	81,427,921	1,128,944	836,037	3,761,079

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		3,369,000	3,021,543	0	347,457	347,457
	1 総務管理費	3,299,000	3,018,301	0	280,699	280,699
	2 徴収費	70,000	3,242	0	66,758	66,758
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		80,181,000	76,651,020	0	3,529,980	3,529,980
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	80,181,000	76,651,020	0	3,529,980	3,529,980
3 保健福祉事業費		1,194,000	530,992	0	663,008	663,008
	1 保健福祉事業費	1,194,000	530,992	0	663,008	663,008
4 諸支出金		444,000	430,684	0	13,316	13,316
	1 償還金及び還付加算金	443,000	430,684	0	12,316	12,316
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
5 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		85,189,000	80,634,239	0	4,554,761	4,554,761

歳入歳出差引残額 793,682 円  
 うち基金繰入額 0 円  
 又は歳入歳出差引不足額 0 円  
 この為翌年度繰上充用金 0 円

平成25年7月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人



次に27ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		81,427 千円
2. 歳出総額		80,634 千円
3. 歳入歳出差引額		793 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		793 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第19. 「報告第9号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第9号

平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を議会へ提出し報告します。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

事業報告及び決算報告書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第20. 「報告第10号 平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第10号

平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成24年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成25年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページ以降、意見書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 以上で議案の上程及び提案理由の説明を終えました。

お手元にお配りしております日程のとおり、本日はこれより現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって現場踏査を行うことに決定いたしました。

本日は、現場踏査終了後、散会いたします。

（現場踏査後 散会）